

■ 第12回関西広域連合委員会（平成23年10月27日）配布資料（抜粋）

【協議事項】

ページ

資料1 今夏の節電効果の検証結果報告と今冬の電力需給状況等について
（エネルギー検討会）

- ・今冬の電力需給に関する説明資料…………… 1
- ・今冬の節電に関する政府への意見と関西広域連合の取組みについて………… 7

資料2 国出先機関対策について…………… 9

（ 参考：11月14日別途配付資料

- ・「国出先機関の事務・権限移譲に関するメリット等の事例」について………… 12

資料3 平成24年度主な取組について

- ・関西広域連合 平成24年度予算編成について…………… 23
- ・平成24年度主な取組について（たたき案）…………… 25

【その他（緊急提言等）】

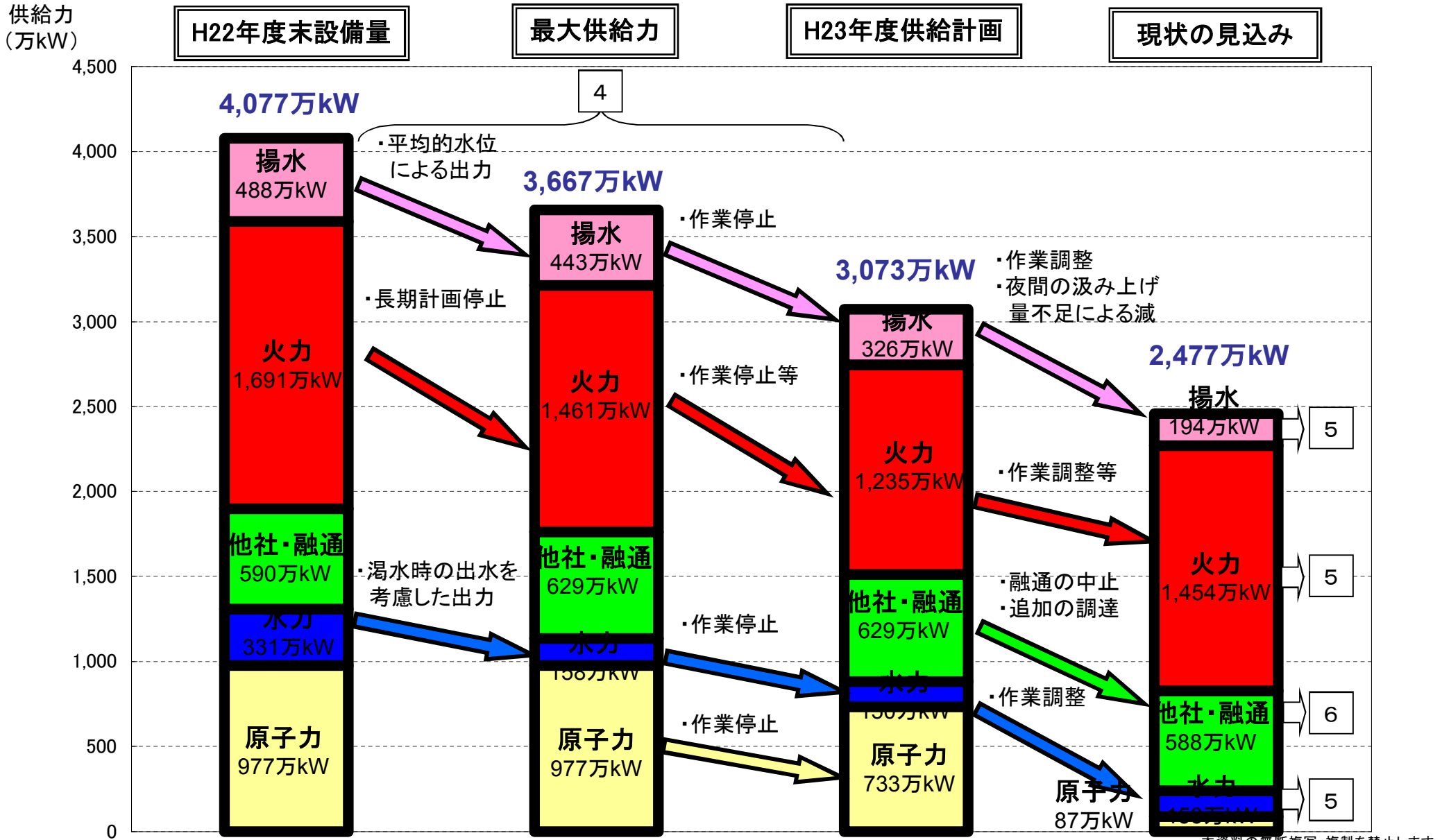
- ・TPPにあたっての農林水産業等への対応について（緊急提言）…………… 27
- ・平成24年度地方税制改正に向けた緊急提言…………… 29
- ・「平成24年度以降の子どもに対する手当」の地方負担に対する意見………… 30
- ・地方公務員の人件費の削減に対する意見…………… 31

今冬の電力需給に関するご説明資料

平成23年10月27日
関西電力株式会社

今冬の供給力見通し(1月)

○今冬の供給力確保に向け、火力・水力の作業時期見直しによる最大限の活用、他社からの追加調達に取り組んでおります。



自社の設備量と供給計画の内訳(1月)

3

(発電端:万kW)

	設備量	最大供給力	差分		供給計画	差分	
火力	1,691	1,461	長期計画停止 (海南発電所2号機 45万kW、 多奈川第二発電所 120万kW、 宮津エネルギー研究所 75万kW)	▲240	1,235	作業停止	▲206
			出力向上運転	+10		出力向上運転は計上せず	▲10
						大気温によるコンバインドサイクル出力減	▲9
水力	331	158	渇水時の出力を考慮した減	▲174	150	作業停止	▲8
揚水	488	443	平均的水位による出力	▲45	326	作業停止	▲117
原子力	977	977	—	—	733	作業停止	▲243
他社・融通 ※	590	629	(供給計画の値を記載)	(+39)	629	他電力の設備量は計上していないこと等	+39

※「他社」: 日本原子力発電(株)さま、電源開発(株)さま、IPP(独立系電気事業者)さま、PPS(特定規模電気事業者)さま等からの電力調達
「融通」: 当社以外の電力会社さまからの電力調達。

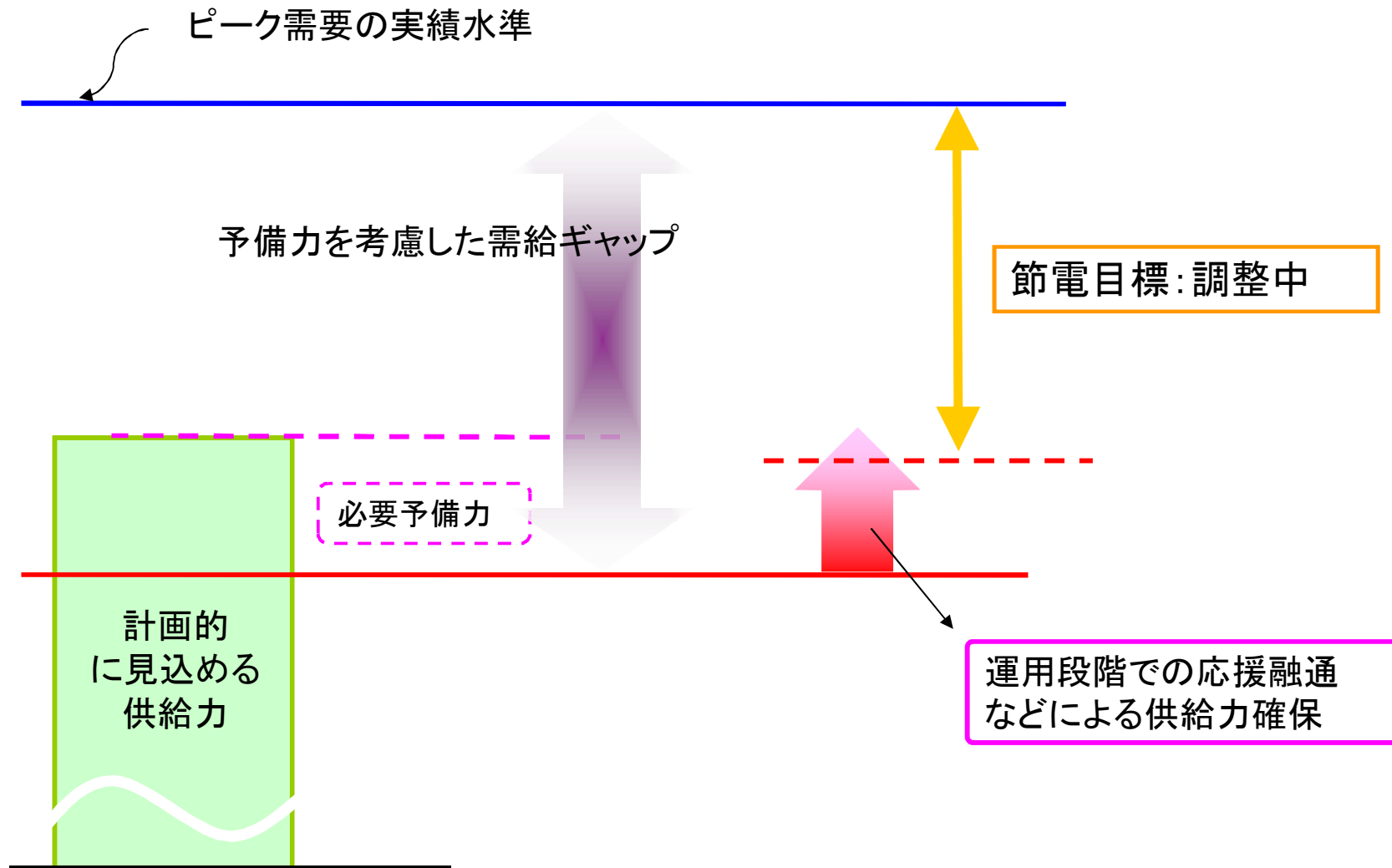
※四捨五入のため合計が合わないことがあります。

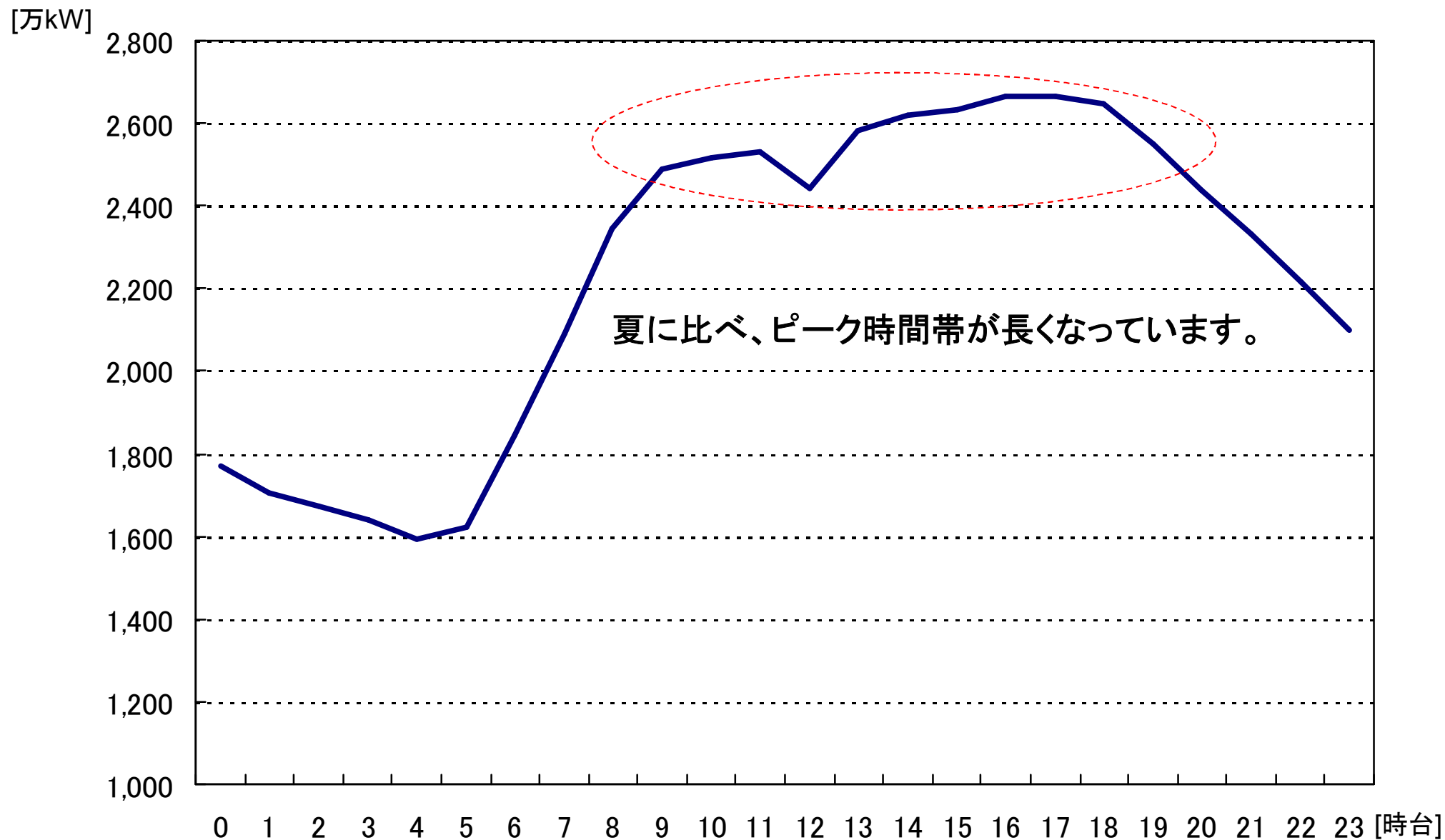
○P6～7の「需給見通し」でご確認いただいたとおり、今冬においても供給力が不足し、お客さまへ節電のご要請をさせていただかざるを得ない状況です。

○節電をお願いする期間、節電の量、時間帯については、今回ご報告した需給状況（不足レベル）に加えて、必要となる予備力や、前日・当日での応援融通などの追加供給力の可能性、節電にご協力いただけるお客さまのご事情などを考慮しながら、現在検討している段階です。

○お客さまに対しては、広く、それぞれのご事情の範囲の中での節電をお願いしたいと考えており、国や自治体の皆さまと一体となって、きめ細かな形での節電の考え方をお示ししたいと考えております。

- ・ 個々のお客さまのご事情がある中で、弊社が、例えば家庭用と産業用とで節電要請の内容を区別することは、公平性の観点からも難しいと考えています。
- ・ 弊社からは、お客さまに対して、あくまでご協力をお願いする立場であり、無理のない範囲、
 - ①ご家庭では健康等に影響のない範囲、
 - ②法人のお客さまでは企業活動に支障のない範囲でのご協力をお願いしたいと考えています。
- ・ 産業用のお客さまについても、料金メニューの活用によるご協力を含めて、個々に丁寧なご説明を行った上で、ご事情に応じた節電に取り組んでいただくようお願いしたいと考えております。





今冬の節電に関する政府への意見と関西広域連合の取組みについて

本日、関西電力株式会社から示された資料により、今冬、関西電力管内においては、一定の節電を府県民、事業者の皆様にお願ひせざるをえない状況であることを確認した。

電力需給のひっ迫時には、他の電力会社から緊急の電力融通をいただけるよう、現在、政府において最終の調整が行われていると聞いている。

このため、関西広域連合は、今冬の関西での電力需給が、これまでの関西広域連合の取組みとの整合を十分図られたものとなり、停電に至ることの無いよう、政府に以下の意見を申し述べる。

- 1 今夏の経験も踏まえ、節電の要請に当たっては、以下の事項を適切に行うこと。
 - ① 当面10%程度の節電をめざす方向で検討し、国、関西広域連合及び関西電力(株)で整合のとれたものとする。
 - ② 産業活動や都市魅力の創造にできる限り支障が生じないように、十分配慮すること
 - ③ 節電メニューをわかりやすく情報提供すること。
- 2 関西において決して停電という事態に至ることのないように、電力余裕のある他の電力事業者から緊急時に追加的な電力融通がなされるよう国内における電力の供給力のより一層の調整を行うこと。

また、関西広域連合としては、近畿経済産業局や関西電力(株)とともに、節電の具体的な方策や、「でんき予報」に基づく需給ひっ迫時の対応などについて協議調整の上、府県民や事業者に節電の取組みを働きかけることとする。

平成23年10月27日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門

国出先機関対策について

平成 23 年 10 月 27 日

国出先機関対策プロジェクトチーム

国出先機関の移管に係る最近の動きについて

○9月13日：野田首相・所信表明演説

地域主権改革について「引き続き推進します。」とひとこと触れたのみ。

○9月21日：福田総務政務官・インタビュー（時事通信報道）

「3省(の出先機関を)だけ先行させるのにはちょっと疑問がある。8府省(の出先機関)そろって移行できるような相談をしてみたい。」

「奈良県が入っていないのは異常だし、鳥取や徳島が入るのも、ちょっとどうかなと思う。」

○10月5・7日：知事による関係閣僚への要請活動

要請日時	要 請 先	要 請 者
10月5日	横光 環境副大臣	嘉田 滋賀県知事、金澤 兵庫県副知事
	後藤 内閣府副大臣	
10月7日	前田 国土交通大臣	井戸 兵庫県知事
	北神 経済産業大臣政務官	井戸 兵庫県知事、橋下 大阪府知事
	藤村 官房長官	

○10月7日：「アクション・プラン」推進委員会（第3回）

予定されていた、「中間取りまとめ」は示されず、広域連合制度を活用するための諸課題が提示されたのみ。川端総務大臣は、「野田首相から、地域主権改革を進めるよう指示を受けた。前に進めるのが私の使命。」と発言。

○10月12日：橋下国出先機関対策委員長による反論・議長声明

○10月20日：地域主権戦略会議（第13回）※随行者メモから抜粋

野田首相：関西広域連合でもご準備いただいている、そして「アクション・プラン」でも、これ閣議決定をしていますけれども、震災以降いろんなことがあって、あまり事務的には準備が進んでいないように聞いている。この会議を機に、川端大臣を中心に、政務三役中心に、ちょっとお尻を叩いて進めていきたいと思っているし、来年の通常国会には法案を出していきたいという思いです。加えて明日閣議がございまして、それぞれの閣僚にも改めて私の方から強く指示をしたいと思っている。

川端大臣：総理の強いご支持をいただいた中で、一つは、通常国会で法案を出す、それから逆算すると色々なことをしなければならぬという時に、一番メインになる物差しは、閣議決定した「アクション・プラン」。「アクション・プラン」推進委員会を活用し、事前に色々ご相談をしながら、その都度、出来るだけ早い時期に、決まった（ゴールに向けて）まとめあげたい。

福田政務官：昨年の12月28日に閣議決定した「アクション・プラン」に沿って進めていく事は政府の方針であり、来年の通常国会に法案を提出できるよう最大限努力をする覚悟です。具体的には、年内に広域連合への移譲に向けての議論の集約を図ります。併せて移譲対象となる事務・権限について整理し、来年春には出先機関のブロック単位での移譲について全体像を固めたいと考えている。

○10月21日：閣僚懇談会

野田首相：出先機関改革は、「アクション・プラン」を昨年末に閣議決定しており、政府としての方針は既に決まっている。昨日の地域主権戦略会議において、来年の通常国会に法案を提出する方針を確認したところであり、広域連合への移譲に向けて早急に議論を集約すべく、関係大臣におかれては積極的な取組をお願いします。

川端大臣：昨日の地域主権戦略会議において、野田総理から、出先機関改革に関する法案を次期通常国会に提出できるように最大限努力するよう改めて御指示をいただきました。関係大臣におかれては、改革が前に進むよう、検討課題を克服するための具体的な意見を積極的に出していただきますよう担当大臣として改めてお願いをいたします。

○10月25日：第179回国会(臨時会)衆・参総務委員会における総務大臣所信的発言

川端大臣：地域主権改革については、補助金等の一括交付金化、国の出先機関改革等の各課題について、「地域主権戦略大綱」及び「アクション・プラン」等に基づき、地域主権戦略会議を中心に着実に取組を進めてまいります。

【行政改革の推進】

(国家公務員の) 地方分権推進に伴う地方移管などについても、(中略) 出先機関改革を進めていく中で、取組を進めてまいります。



国出先機関の事務・権限移譲に関する メリット等の事例

平成23年11月14日
関西広域連合 本部事務局

※本資料は、今後の法令改正等の制度改正や府県事務との調整等が必要であることを前提に、国出先機関を関西広域連合へ移管することにより実現が可能と考えるメリットを参考として示すものである。

国出先機関の事務・権限移譲に伴うメリット

現状

①国と地方の二重行政

道路、河川、産業振興行政など国出先機関の事務には地方との類似事務が多い。

②地域・住民ニーズに柔軟に対応できない

国出先機関はあくまでも中央省庁の下部組織であり、また縦割りにより非効率。

③住民ガバナンスの欠如

国出先機関は所在地の首長や議会の権限が及ばず、又地域住民の目も届きにくい。



関西広域連合に移管

1. 地域ニーズの反映、行政サービスの向上

- ・二重行政や縦割り行政を排除し、住民ガバナンスの下で地域のニーズに対して機動的かつ柔軟な対応が可能に。
- ・環境、まちづくり、観光など多岐にわたる府県が取り組む施策とともに、総合的に対応することにより事業効果を高めることが可能に。

2. 行政効率の向上

- ・住民ガバナンスによるチェック機能が働き、行政の透明性・公平性が向上。➡無駄の排除に！
- ・類似業務の集約、整理により業務の効率性、専門性が向上。
窓口のワンストップ化も可能となり住民の利便性が向上。

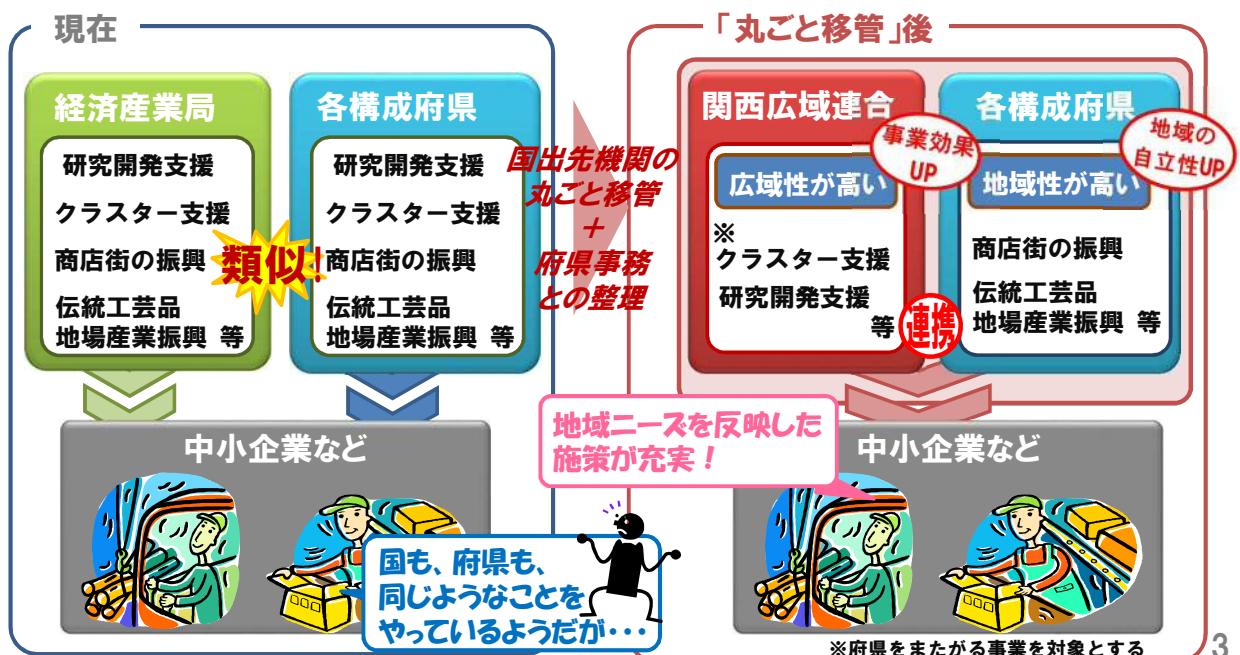


① 経済産業局 関連

効果的な産業政策の展開

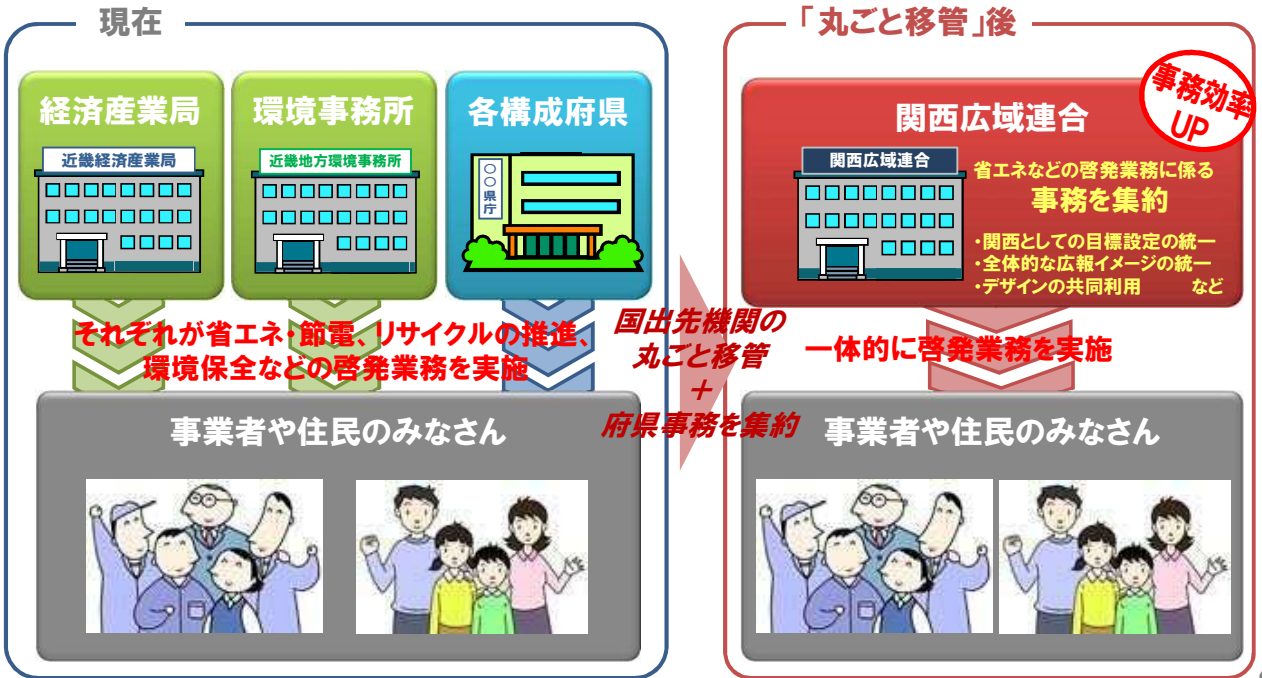
経済産業局

- 近畿経済産業局が実施している産業施策の中には、府県が実施しているものと類似しているものがある。
- 「丸ごと移管」後、広域で実施した方がメリットが高いものについては広域連合に集約。関西としての事業効果がUP！
- 地域性が高いものについては府県に移譲・実施することにより、地域の自立性が高まり、地域のニーズを反映した施策が充実する。



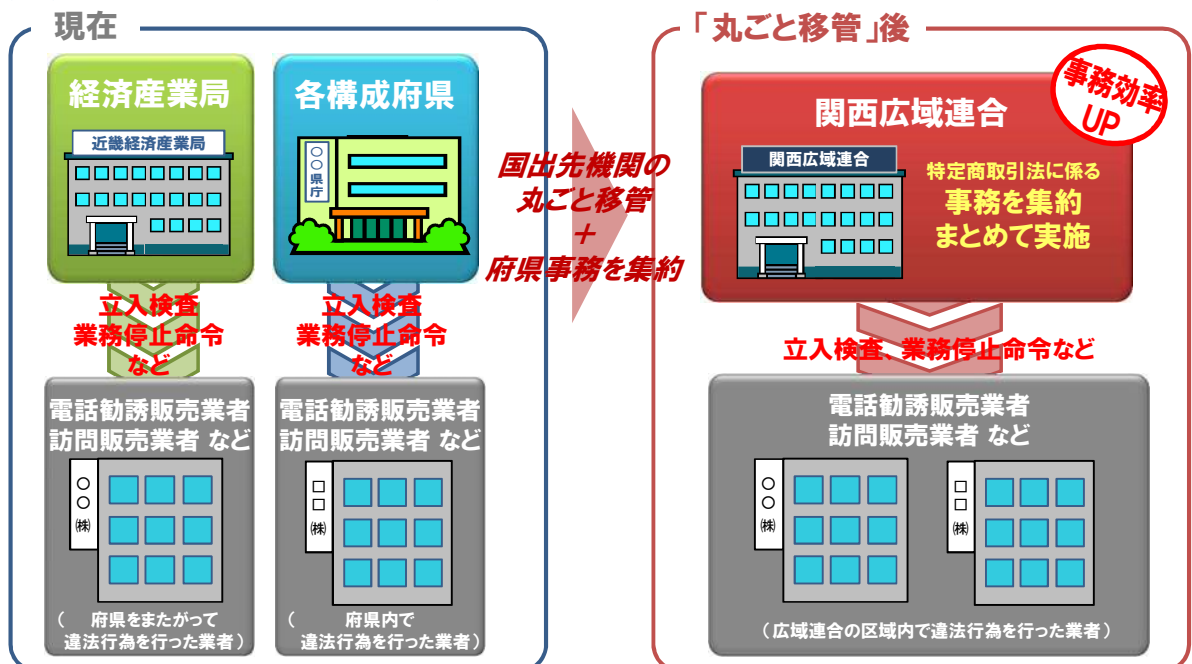
- 事業者や住民などへの啓発業務は、国や府県においてそれぞれ実施している。
- 「丸ごと移管」後、広域連合が一体的に実施することにより事務効率が向上するとともに、事業者や住民に分かりやすい伝達が可能。

※エコスタイルや省エネ・節電などの地球温暖化防止啓発などは既に広域連合でも一部着手

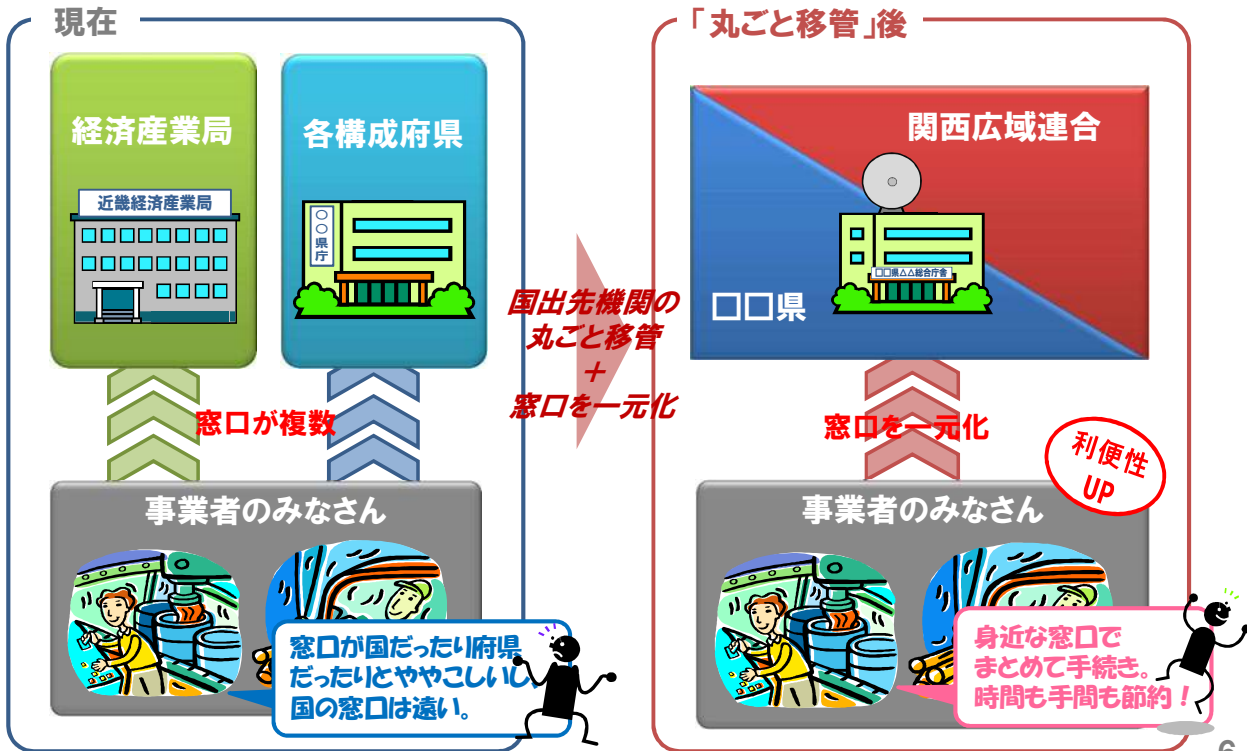


- 事業者等に対する立入検査や業務停止命令などの監督行政について国と府県とで行うものがある。
- 「丸ごと移管」後、広域で実施した方がメリットが高いものについて広域連合に事務を集約し、違法行為等に対し一体的な処分を行うことにより事務効率が向上。また、違反情報やノウハウが蓄積することにより専門性も高まる。

(例)特定商取引法に基づく監督行政など



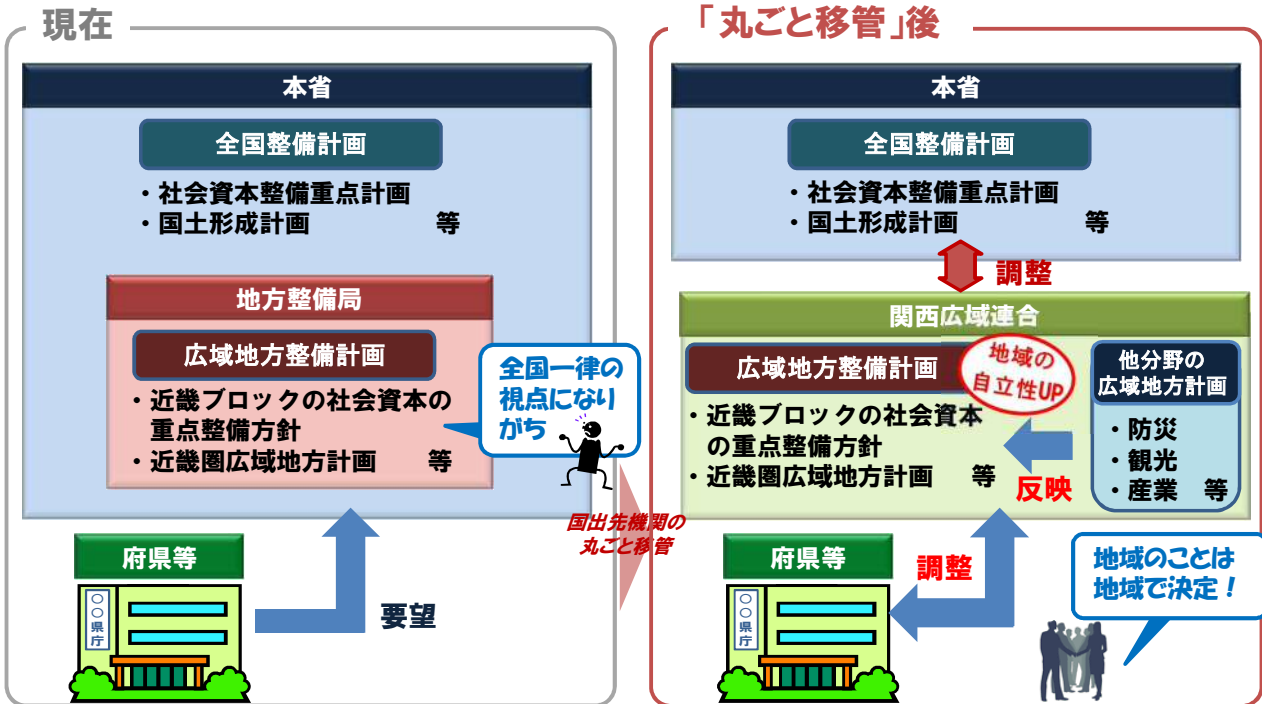
- 補助金や許認可等に係る申請については、国に行くものもあれば府県に行くものもある。
- 「丸ごと移管」後、補助金や許認可等の申請窓口の一元化が可能となる。
- 申請をする民間事業者のみなさんの利便性が向上する。※窓口は身近な都道府県に設置



② 地方整備局 関連

地域ニーズを反映した主体的なインフラ整備の推進① 地方整備局

- 地方に関わる広域的なインフラ整備計画は、国が主体的に策定を行っている。
- 近畿地方整備局が「丸ごと移管」されれば、地方が主体的に広域地方整備計画を企画・立案し、地域ニーズを反映した広域インフラ整備を効率的・効果的に実施することが可能となる。

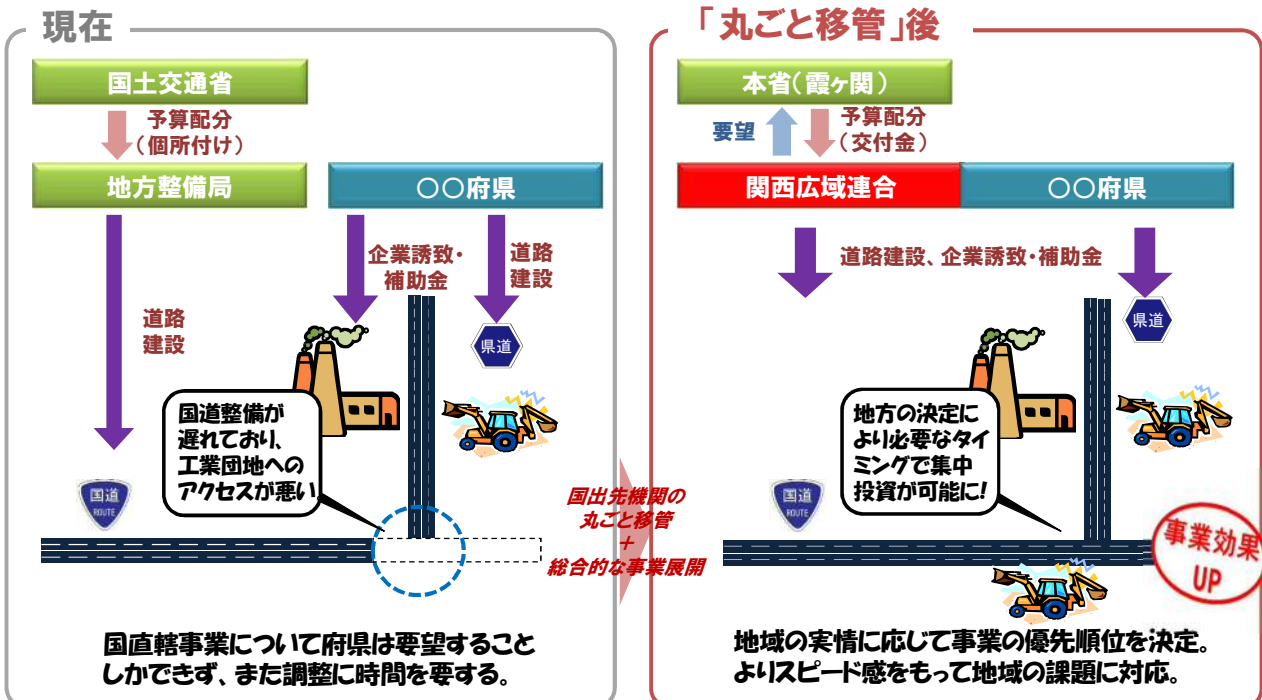


8

地域ニーズを反映した主体的なインフラ整備の推進② 地方整備局

- 道路などのインフラ整備について国と地方がそれぞれに事業を実施している。
- 国出先機関が「丸ごと移管」されれば、地方が主体的に事業の優先順位を決定し、より地域の実情に応じた総合的な施策を展開することができる。

(例)道路整備と産業振興施策との連携など

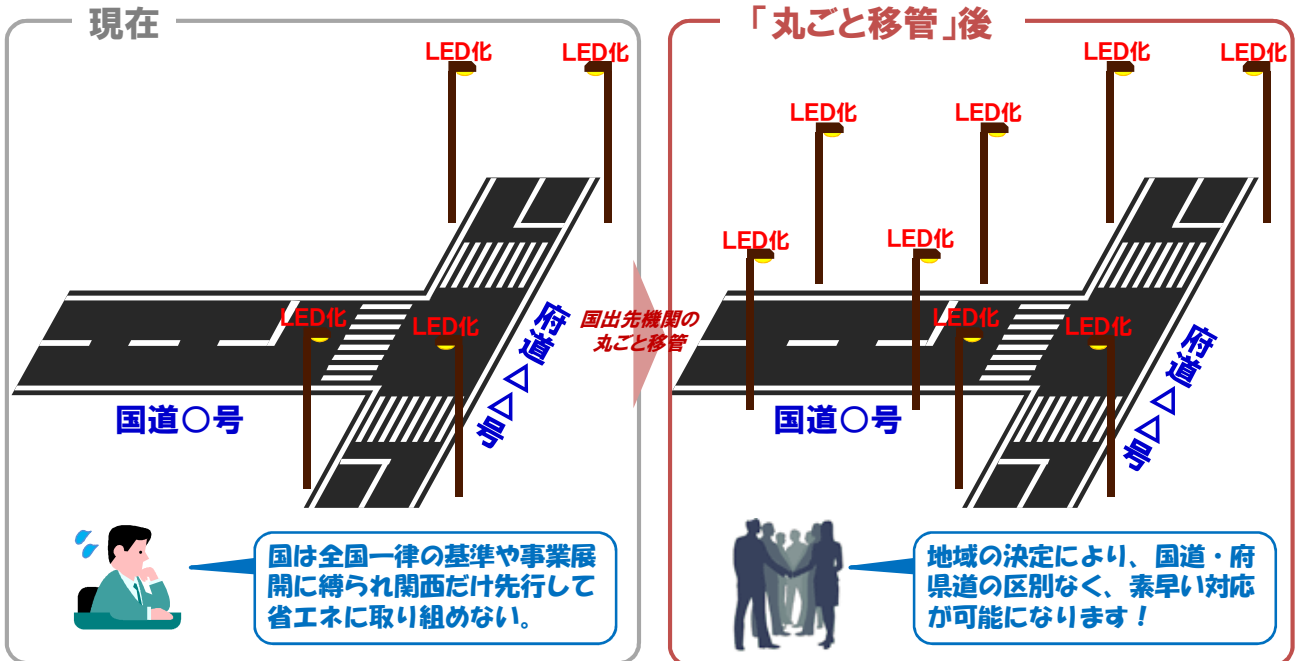


9

地域ニーズを反映した主体的なインフラ整備の推進③ 地方整備局

- 国は全国一律の基準や事業展開に縛られ、地域ニーズを迅速に反映しがたい。
- 直轄国道の整備に係る事務・事業が「丸ごと移管」されれば、関西広域連合の発案により、地域のニーズを反映した迅速な事業展開ができる。

(例)道路照明のLED化など

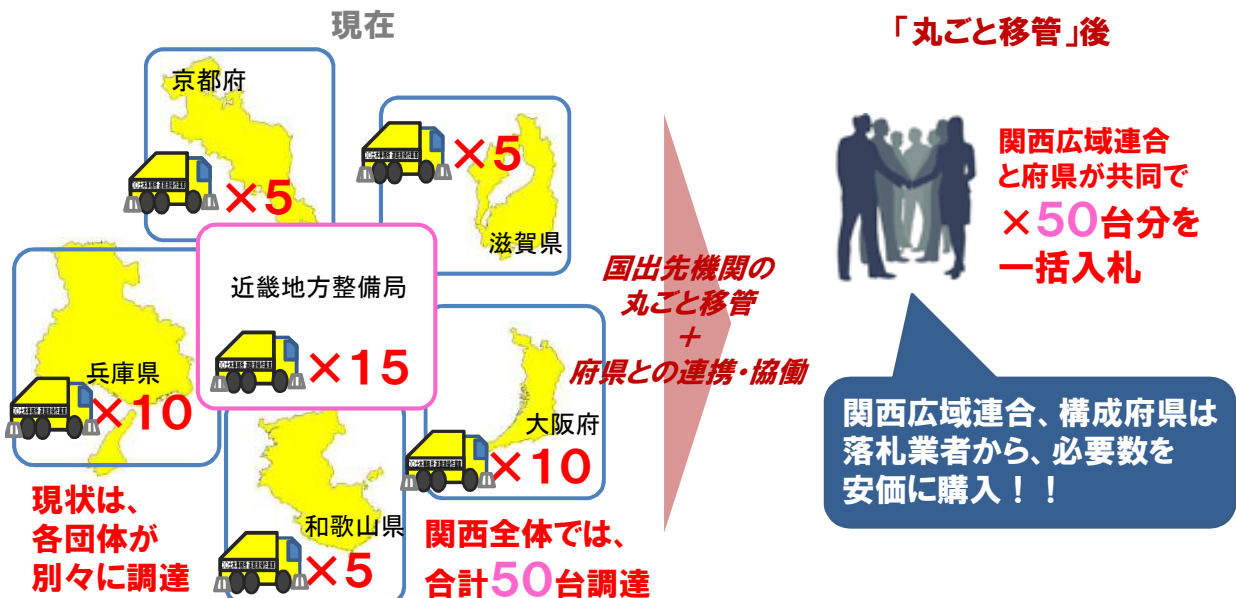


10

事務・事業の効率化

地方整備局

- 現在は、各団体が同類の物品を別々に調達を行っている。
- 地方整備局を「丸ごと移管」すれば、広域連合・構成府県が共同して、関西全体で統一仕様の物品を調達できる。(調達物品の例:道路清掃車、移動式ポンプ車、道路・トンネル照明など)
- 入札事務を関西広域連合に集約。
※単価設定を連合で行い、納入業者への発注は広域連合・各府県がそれぞれ実施。
- 重複事務のスリム化とスケールメリットによるコスト縮減が可能。



11

- 一級河川の国直轄区間に係る河川整備計画は国が策定しており、必ずしも十分に民意が反映されているとは言い難い。
- 事務・事業が「丸ごと移管」されれば、河川の国管理・府県管理区間の区分にとらわれず、住民ガバナンスの下で、地方の意向を踏まえた河川整備計画を、地方が自ら責任で策定することができる。

(淀川水系河川整備計画策定時の混乱)

● 淀川水系河川整備計画基礎案(H16.5)・5ダムの方針(H17.7)

- 大戸川ダム凍結(地方整備局による方針)

霞が関の関与(?)で
揺り戻し

● 淀川水系河川整備計画原案(H19.8)

- 大戸川ダムの復活

関係4府県知事共同意見
大戸川ダムは现阶段では不要

● 淀川水系河川整備計画(H21.3.31)

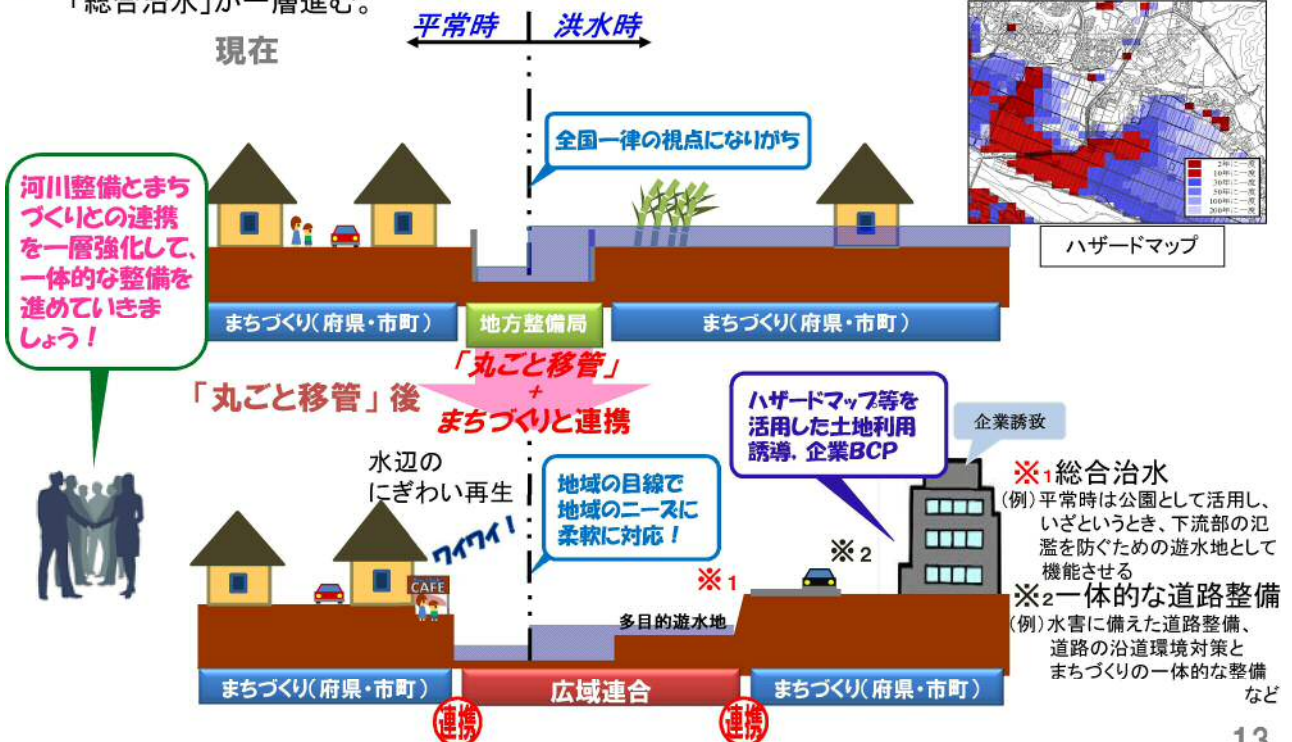
- 大戸川ダムの凍結

「大戸川ダムの一定の治水効果は認めるが、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置づける必要はない。」

「計画上に治水専用ダムとして位置するが、当面は実施しない。」

- ・ 近畿地方整備局と淀川水系流域委員会とが意見対立(国の中での対立)。意見対立のまま、府県・市町へ意見照会するなど、**府県民、自治体を翻弄。当初より地方のガバナンスの下で決定していればこのような混乱は生じなかったのではないか。**
- ・ 河川管理など住民の生活に密着する政策については、地方が責任を負うべき。**地方のガバナンスの下で施策の優先順位を決定、流域住民のニーズを適切に政策に反映。**

- 国(直轄河川整備)と地方(その周辺地域のまちづくり)がそれぞれ業務を実施。
- 地方整備局による一級河川の整備に係る事務・権限を「丸ごと移管」することにより、まちづくり行政(ex.都市計画)と河川行政との連携が強化・総合化される。
- 地域ニーズに柔軟に対応することが可能となり、地域の目線による「川を活かしたまちづくり」や「総合治水」が一層進む。



道路・河川などの問い合わせ・要望等の窓口の一元化 地方整備局

- 住民のみなさんが、道路や河川などについて問い合わせや要望を行う場合、国管理のものと府県管理のものとで窓口が別々になっており不便。
- 地方整備局が丸ごと移管されれば、道路や河川などに関する窓口も一元化が可能となり、住民の皆さんの利便性が向上。
- 地方で一括して対応することで、よりスムーズな事業の調整・実施が可能に。

(例)道路が損傷している場合の補修など

地域住民

道路が痛んでいるので直してほしいのだが・・・

現在

地方整備局
〇〇国道事務所
国土交通省△△地方整備局
〇〇河川国道事務所

県道〇〇号については県に
言ってください!

国道×号については国に
言ってください!

窓口が国とか
県とかややこ
しい!

「丸ごと移管」後

関西広域連合
〇〇国道事務所

道路の問い合わせ
をまとめて受付。
速やかに対応しま
す!

〇〇県
△△県事務所

わかりやすく
便利になっ
た!

国出先機関の
丸ごと移管
+
窓口一元化

- 住民のみなさんが道の補修の要請をしても窓口をたらい回しになるケースも。

- 道路に関することをまとめて受付、必要な対応は広域連合、構成府県の中で速やかに調整・実施。

14

道路・河川などの許認可に係る窓口の一元化 地方整備局

- 道路・河川などの許認可申請を行う場合、国管理のものと府県管理のものとで窓口が別々になっており手続きが煩雑。
- 地方整備局を「丸ごと移管」されれば、道路・河川に係る許認可事務に係る窓口も一元化が可能となり、申請をする地域住民のみなさん、民間事業者のみなさんの利便性が向上。

(例)道路占有に係る許認可申請など

地域住民

光ケーブルを県道・直轄国道にまたがって敷設するときには、府県土木事務所でも国道事務所でも同じような手続きが必要。同じ地域の道路なので、せめて窓口はひとつにしてもらえないか。

現在

地方整備局
〇〇国道事務所
国土交通省△△地方整備局
〇〇河川国道事務所

まずは
国から!

つぎは
県で!

国出先機関の
丸ごと移管
+
窓口一元化

「丸ごと移管」後

関西広域連合
〇〇国道事務所

道路の許認可に係る
申請はまとめて
受け付けます!

〇〇県
△△県事務所

こちらで
手続きは
全てOK!

15

治山・砂防の一体的な実施(1)

- 治山行政と砂防行政は目的・方法が一部異なるが、土砂の流出を防止する点では類似。

現在		
	治山	砂防
法律	森林法	砂防法
所管省庁 (出先機関)	林野庁 (森林管理局)	国土交通省 (地方整備局)
場所	保安林内	溪流・扇状地など
目的	水資源かん養、 山地での土砂流出防止	集落等での土砂流出防止
事業内容	植生、下草刈り、間伐、 治山ダムの設置 	流路工事、遊砂地の設置、 砂防えん堤の設置 

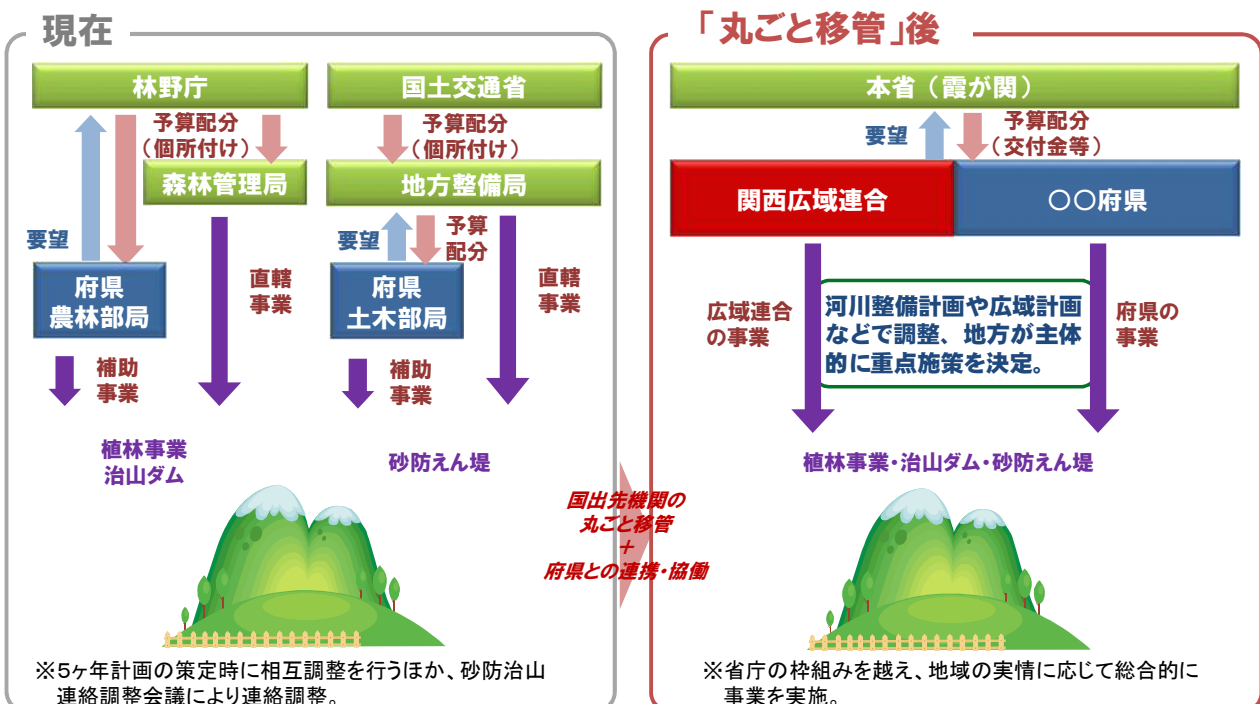
治山ダムと砂防えん堤は似ているけど、所管は違うんだね。



16

治山・砂防の一体的な実施(2)

- 国出先機関が「丸ごと移管」されれば、治山行政と砂防行政を一体的に実施することで、予算の最適化が可能になるとともに、総合的な実施により防災面においても相乗効果が期待できる。



17

③ 地方環境事務所 関連

18

国立公園の一体的な施設整備・維持管理

地方環境事務所

- 同じ国立公園内において、国と府県がそれぞれ施設整備・維持管理を実施。
- 地方環境事務所の事務・事業を「丸ごと移管」し、構成府県の維持管理に係る事務・事業を集約すれば、国立公園の特性やニーズにあった施設整備・維持管理を一体的に実施することが可能。



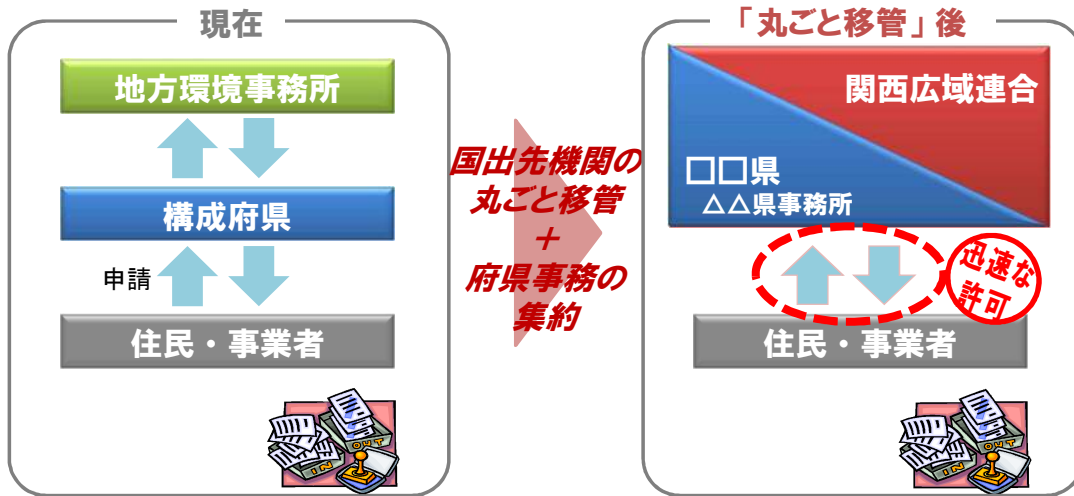
- 国は特に重要な地区や施設の新設・増設等に限定して実施
- 国と県がそれぞれ優先順位を決める縦割り行政

- 施設整備・維持管理を統一的に実施
- それぞれの国立公園の実状に応じて優先順位を決定

※ 委託を受けて都道府県が実施する場合もある。

19

- 国立公園に係る許認可は、国が処理するものと府県が処理するものがあり、国が処理するものについては府県が行うものに比べ処理に時間がかかる。
- 地方環境事務所の事務・事業を広域連合に「丸ごと移管」し、あわせて構成府県の事務・事業も広域連合に集約すれば、国立公園に係る許認可が一体化され、迅速化する。



- 大臣権限は標準処理期間が1～3ヶ月。公園によっては一部が知事権限。

- 標準処理期間1ヶ月以内に迅速化。(現在の知事権限)

関西広域連合 平成24年度予算編成について

平成23年10月

本部事務局

1 予算編成の考え方

昨年12月、全国初の府県による広域連合として発足して以来、運営体制の整備強化も図りながら、広域計画策定を基本として、東日本大震災や節電対策、エネルギー問題への対応など新たな課題に積極的、機動的に取り組んできた。

3年目を迎える24年度は、連合としての取り組みを本格化させる正念場の年である。7分野の基本的な取り組みを基本とし、広域課題に的確に対応しながら、円滑・機動的な運営を行う。

(1) 7分野における基本的な取り組み（規約第4条第1項①～⑧関連）

- ・今年度策定見込みの広域計画等に即した各分野の事業
- ・広域連合での政策調整に基づき各府県で実施すべき協調事業

(2) 中長期的な視点からの広域政策の企画調整（同⑨関連）

- ・国出先機関・広域インフラ・エネルギー対策等への対応
- ・その他新たな広域課題への対応

(3) 成長する広域連合としての的確な運営

構成府県の参加事務増はもとより、国出先機関の丸ごと移管の進展、連携団体の連合加入に向けた動きも踏まえ、体制強化を図りながら円滑・機動的な連合運営を行う

2 予算編成の流れ

上記1を踏まえた主要事業の芽出しをもとに、連合委員会で協議を行い、これらの議論を踏まえた各担当委員による調整、連合長調整を経て予算案を作成する。

また、各府県の予算編成と歩調を合わせ情報共有を図ったうえで、所要の分担金や各府県協調事業について予算化を要請する。

(1) 各分野事務局からの主要事業の芽出し、予算要求

各分野事務局で、府県間調整を行いながら各分野の主要事業（各府県協調事業含む）を整理するとともに予算要求を行う。※総務費は本部事務局

（各府県との情報共有）

本部事務局で予算要求を集約、横断調整を行い要求原案を整理し、各分野担当府県での計数整理を経て、本部事務局で予算概計を作成（各府県に仮要求）

(2) 連合委員会等での主要事業の協議・調整

連合委員会で各分野の主要事業等についての協議を行う。

さらに必要に応じ、各分野担当委員のもとで連合委員会協議を踏まえた調整を行い、予算要求案を整理する。

(3) 予算案の作成、連合委員会での決定

連合長調整を加えて本部事務局で予算案を作成し、連合委員会で協議の上、予算案を決定する。(各府県に予算化要請)

(スケジュール)

	(連合委員会)	本部事務局	各分野事務局	(議会)
9月		(同右)	主要事業、予算要求作成	常任委 (広域計画等)
10月	予算編成方針	集約・横断調整	担当委員府県計数整理 ～分野府県以外の府県との調整～	常任委 (広域計画等)
11月	主要事業調整 I	集約・府県間の調整		担当委員調整、要求整理
12月	主要事業調整 II、	連合長調整、予算案作成		常任委 (広域計画等)
1月	予算案協議			常任委 (主要事業)
2月	予算案決定、要請			常任委 (予算案)

3 予算要求上の留意事項

(1) 状況変化、新たな課題への対応

関西広域連合設立案に計上の事業案を基本に、連合運営の本格化に合わせた所要経費を適切に見積もること。設立案時以降の状況変化や新たな課題、必要な事業展開を明らかにしながら要求を行うこと。

(2) 経費節減

23年度の連合予算の執行状況を踏まえながら、改善すべきは改善し経費節減に努めること。各構成府県とも厳しい財政状況にあることにも鑑み、各府県の節減努力にならった工夫にも努め、漫然と設立案時どおりの要求とすることのないよう留意すること。

(3) 分担金

各府県の負担割合については、規約第20条に定めるとおり。ただし、共通経費の分担方法について検討を行う。

平成24年度主な取組について(たたき案)

資料3

7分野における基本的な取組み

I 広域防災

- (1) 広域応援体制の整備
 - 関西防災・減災プラン(仮称)の充実・発展
 - 災害発生時の広域応援体制の強化 (一部新規)
- (2) 防災・減災対策の推進
 - 広域防災に関する調査研究 (一部新規)
 - 近畿2府7県・関西広域連合 合同防災訓練の実施 (拡充)
 - 「関西広域連合備蓄計画」の作成
 - 防災分野の人材育成 (一部新規)
 - 感染症のまん延その他の緊急事態に係る構成団体間の連携・調整
- (3) 災害対応

II 広域観光・文化振興

- (1) KANSAIブランドの構築
 - 海外観光プロモーションの実施
 - KANSAI観光大使の任命と活用 (新規)
 - 新発見KANSAI百景の選定・活用 (新規)
 - ITを活用した観光ルートのPR (新規)
- (2) 基盤整備の推進
 - 関西地域限定通訳案内士の運営
 - 通訳案内士(全国)の登録等
 - 関西全域の観光統計調査

III 広域産業振興

- (1) 関西産業ビジョン(仮称)の着実な推進
 - 関西産業ビジョン(仮称)の啓発・広報・推進 (拡充)
- (2) イノベーション創出環境・機能の強化
 - 産業クラスター連携
 - 科学技術基盤活用促進
- (3) 中堅・中小企業等の国際競争力の強化
 - 国内外での合同プロモーションの推進(一部新規)
 - ビジネスマッチングの促進 (一部新規)
 - 公設試験研究機関の連携
- (4) 地域経済の戦略的活性化
 - 「関西ブランド」のプロモーション (新規)
 - 新商品調達認定制度によるベンチャー支援
 - 産業人材育成にむけた検討 (新規)
- (5) 高度人材の育成・確保

IV 広域医療

- (1) 関西広域救急医療連携計画の推進
 - 関西広域救急医療連携計画の戦略的推進
- (2) 広域医療体制の確立
 - 広域的ドクターヘリの配置・運航
 - 広域災害医療体制の整備 (新規)
 - 救急医療人材等の育成 (新規)
- (3) 人材育成

※ 現時点の芽出しベース(今後、修正あり)

V 広域環境保全

- (1) 関西広域環境保全計画の推進
 - 関西広域環境保全計画の戦略的推進 (新規)
- (2) 温室効果ガスの削減のための広域取組
 - 関西スタイルのエコポイント (拡充)
 - 電気自動車普及促進
 - 住民・事業者啓発
- (3) 府県を越えた鳥獣保護管理の取組
 - 府県を越えた鳥獣保護管理の取組(カワウ対策)

VI 資格試験・免許

- (1) 資格試験・免許の広域実施
 - 調理師・製菓衛生師
 - 准看護師

VII 広域職員研修

- (1) 広域的な視点の養成、業務執行能力の向上を図り、職員間の交流につなげる取組
 - 政策形成能力研修の実施
 - 府県連携型研修の実施 (新規)
- (2) 集約化による効果を期待する取組
 - WEB型研修の検討 (新規)

など

中長期的な視点からの広域政策の企画調整

VIII 企画調整

- (1) 国出先機関対策
 - 国出先機関対策
- (2) 広域企画戦略
 - 広域インフラ検討
 - 新エネルギー対策 (新規)
 - 首都機能バックアップ構造の構築 (新規)

成長する広域連合としての的確な運営

IX 組織運営

- (1) 広域連合の効率的運営
 - 広域連合事務局運営、関西広域連合協議会の開催
- (2) 広域連合協議会の充実強化
 - 広域連合協議会運営

TPPにあたっての農林水産業等への対応について

(緊急提言)

11月12日から米国で開催されるAPEC首脳会議において、TPP協定に議論が行われることが想定されている。

TPPへの参加をめぐっては、「食の安全」や「医療」等に関する国内基準が貿易の技術的障害として見直しが必要となる場合も想定されるなど、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼす。

とりわけ、農林水産業においては、農産物の輸入が自由化され、安価な輸入品の流通増に伴い、国産品価格が低下するとともに産地間競争が激化し、生産者の経営が悪化するなど、国内農業は極めて大きな打撃を受ける可能性がある。

また、本年9月の野田総理の所信表明演説において、「TPP交渉参加について、しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出す。」とされたが、どの分野にどの程度影響があるのか、また、農業をはじめ大きな影響を受けた場合、政府はどのような対応をとろうとしているのか、国民に対する情報提供が十分に行われていない。

先に、TPP参加の前提となる国内農林水産業の強化に向け、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本計画・行動計画」が決定されたが、具体の支援策やスケジュールが示されておらず、不十分と言わざるを得ない。

このため、政府においては、以下の点を十分に踏まえた検討をされるよう強く求める。

記

1 TPP参加の影響等に関する情報提供

TPP協定に参加し関税が撤廃された場合の農産品、工業製品、サービスなど品目ごとに具体的な影響などを分析のうえ、十分な情報提供を行うこと。

2 農林水産業の目標の明確化

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、2016年度までの5カ年間で競争力、体質強化、地域振興の集中期間と位置づけているが、早急に安定した財源の確保を含め、具体の支援策、スケジュールを示すとともに、基本方針に掲げる取り組みを進めることによる農林水産業の具体の目標を明らかにすること。

3 農林水産業への施策展開の強化

農林水産業は、地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有していることから、国は「平成32年に食料自給率50%」を標榜している以上、「守るべきものは守る」スタンスで、TPPに参加する場合は、その影響を克服できるよう農林水産業への施策展開を強化すること。

4 国民的議論の展開

TPP協定参加の可否については、地方の農林水産業者、商工業者、医療関係者、消費者など国民各界各層の意見をしっかりと聞いた上で、国民的議論を行い、国民合意を得たうえで判断することとし、拙速にTPP参加に踏み切らないこと。

平成23年10月27日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	橋下徹
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門

平成24年度地方税制改正に向けた緊急提言

地方税は、地方全体の歳入の40%を占め、自主的な地方の行政運営を支えている。

長引くデフレ経済の下、大幅な増収が期待できない厳しい財政環境にあって、地方は行財政改革を行いながら、福祉、教育、防災等住民生活の安全安心を図るための行政サービスを安定的に提供していかなければならない。

現在、国において、平成24年度の地方税の改正項目が検討されているが、特に地方の財政運営に多大な影響を及ぼす項目について、次のとおり緊急提言を行う。

1 自動車取得税及び自動車重量税の維持

デフレや円高等に対する国の経済対策の一環として、自動車取得税及び自動車重量税の廃止が検討されている。

自動車取得税は年間2,000億円（平成23年度地方財政計画）規模の地方税であり、自動車重量税は国税であるが、その約40%に当たる3,000億円が市町村に譲与されており、いずれも偏在性が少なく、地方にとっては重要な財源である。

国・地方を通じて厳しい財政状況が続いていることを踏まえ、代替財源の確保ができない中では廃止すべきでない。

なお、環境への配慮から、環境対応車に対する軽減制度は継続されるべきである。

2 固定資産税の確保

固定資産税については、市町村税の45%にあたる9兆円（平成23年度地方財政計画）を占め、市町村民税とともに市町村の財政を支える主要な財源である。

しかしながら、近年の新築家屋の減少や地価の下落等に伴い、平成24年度は、都市計画税への影響分を含め、5,000億円の減収が見込まれている。

したがって、地価が著しく高騰した平成6年度において住宅用地の課税標準を1/6に軽減した措置の見直しや新築住宅に対する税額を1/2に軽減する措置について自己居住分に限定するなど、必要性の低下している負担軽減措置を見直すこと。

あわせて、国の概算要求基準において、平成24年度の地方の一般財源総額については、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとして中期財政フレーム（平成23年8月閣議決定）を遵守するとされたところであり、適切に、地方財政対策全体の中で確保すべきである。

平成23年11月11日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
副委員	大阪府副知事	小河保之
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門

「平成 24 年度以降の子どもに対する手当」の地方負担に対する意見

「平成 24 年度以降の子どもに対する手当」における国と地方の費用負担について、平成 23 年 11 月 7 日に厚生労働大臣から全国知事会会長に提案されたところであるが、この提案は、地方の財政運営に多大な影響を及ぼす事業であるにもかかわらず、何ら協議の場を設定することなく地方の自主財源の使途を決めるものとなっている。

これは、「地域のことは地域で決められる仕組みをつくる」としてきた、これまでの民主党の考えに相反するものであり、国と地方の信頼関係を壊すものであることから、次のとおり反対し、直ちに提案の撤回を求める。

- 1 平成 24 年度以降の子どもに対する手当は、国の施策として、全国一律で実施する新たな現金給付であることから、本来国が担い、地方に負担を転嫁することなく、全額国費で賄うべきである。
- 2 年少扶養控除等の見直しによる地方税の増収分 0.5 兆円相当額は、地方一般財源である。地方固有の財源である住民税の増収分等を一方的に子どもに対する手当に使途を限定するもので、到底受け入れられるものではない。
- 3 また、仮試算における平成 24 年度地方一般財源総額は 60 兆円と、平成 23 年度を 0.5 兆円上回っているが、年少扶養控除等の見直しによる地方税の増収分 0.5 兆円相当額が国庫支出金から減額されていることから、実質的には増収になっていない。
中期財政フレームにより、地方一般財源の総額が増額されない中、国が地方に新たな財源負担を強いる場合は、結果として他の地方歳出にしわ寄せが及ぶことになる。
- 4 現在、国において新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムである「子ども・子育て新システム」が検討されている。
こうした中、新たな子どもに対する手当に関する国と地方の負担割合についてのみ一方的に論ずるのではなく、子ども子育てに関する施策の枠組みの全体像を示した上で、早急に、国と地方の協議の場等を開催し、十分な協議を行うべきである。

平成 23 年 11 月 11 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
副委員	大阪府副知事	小河保之
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門

地方公務員の人件費の削減に対する意見

東日本大震災の復興財源を確保するために実施される国家公務員の給与削減に合わせ、地方交付税や義務教育費国庫負担金の削減を通じて、地方公務員の給与にも同様の削減を求める意見がある。

しかしながら、国家公務員が人事院勧告に基づかない給与削減を行うことのみをもって地方公務員に同様の給与削減を求めることは断じて適当ではない。

そもそも、地方公務員の給与は、人事委員会の勧告を尊重して、地方公務員法第24条の趣旨に即して地方自治体が決定すべきものである。また、地方はすでにこの10年間で約2兆円の人件費を削減するなど、国を上回る行革努力を実施している。

このため、「地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置を講じる」旨、10月28日の閣議決定において確認されている。

したがって、地方財政計画における地方公務員の人件費については、従前どおり、各地方公共団体の人事委員会勧告等を踏まえ所要額を確保し、地方が主体的に給与を決定できるよう措置すべきである。

平成23年11月11日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
副委員	大阪府副知事	小河保之
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門